

防火管理に関する運用について

(制 定 令和3年6月1日発消予第4号)

第1 趣旨

この運用は、消防法第8条に規定する防火管理及び消防法第8条の2に規定する統括防火管理の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 用語

この運用において使用する用語は、消防法（以下「法」という。）、消防法施行令（以下「令」という。）及び消防法施行規則（以下「規則」という。）において使用するものの例による。

第3 管理権原に関する事項

- 1 防火対象物の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）について
管理権原者とは、所有者、占有者等防火対象物又はその部分における火気の使用又は取扱いその他法令に定める防火の管理に関する事項について、法律、契約又は慣習上当然行うべき者をいう。
- 2 複数のテナント（賃貸契約により入居している事務所、店舗等をいう。以下同じ。）が存する防火対象物の管理についての権原（以下「管理権原」という。）について
 - (1) 複数のテナントが存する防火対象物については、原則として管理権原は複数（以下「複数権原」という。）として取り扱うものとする。ただし、当該防火対象物を1人又は1法人の管理権原者が使用している場合、又は1人又は1法人が防火対象物全体において、次に掲げる条件を全て満たす場合は、管理権原は単一（以下「単一権原」という。）として取り扱うものとする。
 - ア 管理権原者が、防火対象物全体の防火に関する権限を有していること。
 - イ 管理権原者又は管理権原者が選任した防火管理者が、防火管理上、必要なときに防火対象物の全ての部分に立ち入る権限を有していること。
 - ウ 管理権原者又は管理権原者が選任した防火管理者が、賃借人をはじめとする防火対象物の関係者に対し、防火に関して指示する権限を有していること。
 - (2) 管理権原を単一として取り扱う場合には、防火管理者選任の届出書に、単一管理権原確認書(第1号様式)その他の単一権原であることが確認できる書類を添付するものとする。

第4 防火管理に関する基本的事項

- 1 令第2条に規定する敷地について
一体的に利用している隣接した敷地は、令第2条に規定する同一敷地とする。
- 2 防火管理者の選任について
令第3条の2第2項に規定する防火管理上必要な業務を遂行できるときは、当該防火対象物に常駐していない者を選任すること及び一人が複数の防火対象物の防火管理業務を行うことができるものとする。

第5 防火管理業務の委託に関する事項

防火管理業務は、自主的な防火管理体制により推進していくことが基本であるが、以下の場合に限り、防火管理者の業務を委託することができるものとする。ただし、この場合においても、当該防火対象物における最終的な防火管理上の責任は、委託した管理権原者が負う。

1 委託の形態について

委託の形態は、次のいずれかとする。

(1) 内部委託

複数権原の防火対象物において、防火管理者の業務を当該防火対象物の他の管理権原者に委託し、防火管理業務を委託する管理権原者（以下「委託管理権原者」という。）が、委託を受ける管理権原者（以下「受託管理権原者」という。）が管理する範囲における防火管理者と同じ者を選任する形態をいう。

(2) 外部委託

令第3条第2項の規定に基づき、防火管理者の業務を当該防火対象物において管理権原を有しない外部の者に委託し、委託を受けた者が指定する者を防火管理者として選任する形態をいう。

2 委託できる場合の要件等

(1) 内部委託

以下の要件等を満たすときに内部委託できるものとする。

ア 委託管理権原者が選任する防火管理者（以下「受託防火管理者」という。）は、令第3条第1項の防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にあるものとして、防火管理上必要な時に委託管理権原者の管理する範囲に立ち入ることができること。

イ 甲種防火対象物における受託防火管理者の資格は、令第3条第3項の規定によること。

(2) 外部委託

アに掲げる事由に該当し、かつ、イ、ウ及びエの要件等を満たすときに外部委託できるものとする。

ア 令第3条第2項に規定する管理的又は監督的な地位にある者のいずれもが防火管理上必要な業務を適切に遂行することができないと認める事由は、以下のいずれかとする。

(ア) 京都市外に勤務していること。

(イ) 身体的事由（高齢、病気等をいう。）が存すること。

(ウ) 日本語が不自由であり、防火管理上必要な業務の遂行が困難であること。

(エ) 従業員がいない又は極めて少なく、防火管理者の選任が困難であること。

(オ) その他消防署長が認めるもの

イ 規則第2条の2第2項第1号に規定する防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限とは、次に掲げる権限とする。

(ア) 消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限

(イ) 避難経路、避難施設等の適正な管理に関する権限

(ウ) 消火、通報及び避難の訓練の実施に関する権限

(エ) 消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検及び整備の実施に関する権限

(オ) 不適切な工事に対する中断、器具の使用停止及び危険物の持込みの制限に関する権限

限

- (カ) 収容人員の適正な管理に関する権限
- (キ) 防火責任者、火元責任者等の防火管理業務に従事する者に対する指示及び監督に関する権限
- (ク) その他防火管理者の責務を遂行するために必要な権限

ウ 規則第2条の2第2項第2号に規定する防火管理上必要な業務の内容を明らかにした文書とは、次に掲げる内容が記載された文書とする。

- (ア) 消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。
- (イ) 避難経路、避難施設等の適正な管理に関すること。
- (ウ) 消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
- (エ) 消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検及び整備の監督に関すること。
- (オ) 火気の使用、危険物の持込み等の危険な行為の監督に関すること。
- (カ) 収容人員の適正な管理に関すること。
- (キ) 防火責任者、火元責任者等の防火管理業務に従事する者に対する指示及び監督に関すること。
- (ク) その他防火管理者として行うべき業務に関すること。

エ 規則第2条の2第2項第3号に規定する防火管理上必要な事項とは、次に掲げる事項とする。

- (ア) 防火管理体制及び自衛消防組織の編成等従業者の配置等に関すること。
- (イ) 従業者に対する防火上必要な教育の状況に関すること。
- (ウ) 消火、通報及び避難の訓練の実施状況に関すること。
- (エ) その他防火管理上必要な事項

3 届出について

(1) 内部委託

委託管理権原者が届け出る防火管理者選任の届出書に、防火管理業務内部委託同意書(第2号様式)を添付するものとする。

(2) 外部委託

委託管理権原者が届け出る防火管理者選任の届出書の内容のうち、その他必要事項の欄に、令第3条第2項に規定する管理的又は監督的な地位にある者のいずれもが防火管理上必要な業務を適切に遂行することができない事由を記載するとともに、第5 2(2)ウに規定する文書の写しを添付するものとする。

第6 区分所有の共同住宅に関する事項

1 管理組合等が存するものの場合

防火管理に係る管理権原は一とみなし、当該管理組合等の管理者が防火管理者を選任することができるものとする。

2 区分所有者の総意に基づき一の防火管理者を選任する場合

防火管理に係る管理権原は一とみなし、選任の届出にあつては区分所有者の代表者1名による届出ができるものとする。

第7 防火管理に係る消防計画に関する事項

1 作成単位について

消防計画は、原則として管理権原ごとに作成するものとする。ただし、内部委託の場合は、受託部分も含めて作成することができるものとする。

2 防火管理業務の一部委託に関する事項

(1) 規則第3条第2項の規定により所要の事項を消防計画に定める必要がある場合は、次のいずれかに掲げる防火管理業務を委託している場合とし、当該消防計画に防火管理業務の一部委託状況表（第3号様式）を添付して届け出ることができるものとする。

ア 火気の使用又は取扱いに関する監督

イ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理

ウ 火災等の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導等

エ 火災等の異常の監視

オ 防火対象物周囲の可燃物の管理

(2) 防火対象物の管理権原者が、防火管理上必要な業務の一部を警備会社、ビル管理会社等の第三者へ委託するときは、消防計画を作成する業務については委託できないものとする。

3 複数権原の防火対象物に関する事項

規則第3条第3項において定めなければならないこととされている権原の範囲については、消防計画に図面を添付すること等により明示することができるものとする。

第8 新築の工事中の建築物の防火管理に関する事項

令第1条の2第3項第2号に規定する防火対象物（以下「新築工事中の建築物」という。）の防火管理に関する事項については、以下のとおりとする。

1 管理権原者について

(1) 新築工事中の建築物の管理権原者については、建築主、工事監理者、工事施工者等の複数の立場の者がなり得ることが考えられることから、工事の方法、契約内容等を確認したうえで特定すること。

(2) 分離発注方式で行われる新築工事の場合は複数権原となるが、同一建築物内で各種の工事が行われることとなることから、防火管理者間で十分な連携を行うこと。

2 防火管理が義務付けられる期間について

(1) 新築工事中の建築物において防火管理が義務付けられる期間は、次の各号のいずれかに該当することとなったときから、当該建築物が、その工事を発注した者に引渡されるまでの間であって、かつ、建築物の内部において工事（電気工事、設備工事、内装仕上工事等をいう。）が行われている間とする。

ア 外壁及び床又は屋根で囲まれた部分で地階を除く階数が11以上であり、かつ、当該部分の延べ面積の合計が10,000平方メートル以上となったとき。

イ 外壁及び床又は屋根で囲まれた部分の延べ面積が50,000平方メートル以上となったとき。

ウ 地階の外壁及び床で囲まれた部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上とな

ったとき。

- (2) 前(1)に規定する建築物がその工事を発注した者に引き渡されたと判断する時期は、完了検査（建築基準法第7条に規定する完了検査をいう。）だけでなく、所有権の移転等、実態に応じて判断するものとする。

3 収容人員について

規則第1条の3に基づく収容人員の算定において、従業者の数は、当該新築工事中の建築物の工事期間中で、1日の工事従業者の数が最大となる数とする。

4 消防計画について

規則第3条第1項第2号に規定する事項の詳細については、別表に掲げるとおりとする。

5 仮使用の認定を受けた部分の消防計画について

- (1) 仮使用の認定（建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号の規定による認定をいう。以下同じ。）を受けた部分の消防計画にあっては、規則第3条第1項第1号に規定する事項について定めるものとし、仮使用の認定を受けた部分以外の部分の消防計画の内容にあっては、実態に適合したものとなるよう適宜見直しを行うものとする。

- (2) 前(1)に規定する仮使用の認定を受けた部分の消防計画に定めなければならない事項のうち、当該認定を受ける際に必要な安全計画書（建築基準法施行規則第4条の16第1項に規定する安全計画書をいう。以下同じ。）の内容と重複している部分については、当該部分の写しを添付することをもって当該消防計画の一部とみなすことができるものとする。

6 仮使用の認定を受けた部分が存する場合の防火管理体制の構築について

- (1) 仮使用の認定を受けた部分が存する場合については、次に掲げるとおり、防火管理体制を構築するものとする。

ア 防火管理者の選任義務がある既存の防火対象物と同一の敷地内に新築工事中の建築物が建築される場合で、その一部が仮使用の認定を受けたときにおいて、既存の防火対象物と管理権原者が同一の者であると認められるときは、既存の防火対象物と仮使用の認定を受けた部分を一の防火対象物とみなし、必要な防火管理体制を構築すること。

イ 仮使用の認定を受けた部分が増加していく場合は、次に掲げるとおりとする。

- (ア) 仮使用の認定を受けた部分全ての管理権原者が同一の者であると認められるときは、当該仮使用の認定を受けた部分を一の防火対象物とみなし、必要な防火管理体制を構築すること。

- (イ) 仮使用の認定を受けたそれぞれの部分の管理権原者が異なると認められるときは、全ての管理権原者が共同して一体的な防火管理ができる体制を構築すること。

- (2) 新築工事中の建築物全体が仮使用の認定を受けたときは、建築物の内部における工事が終了したものとする。

第9 統括防火管理に関する事項

1 統括防火管理者選任の届出について

- (1) 統括防火管理者選任の届出は、全ての管理権原者の連名によるほか、管理権原者のうちの主要な者（防火対象物の所有者その他の当該防火対象物の管理権原者のうち主要な者を

いう。)により行うものとする。

(2) 統括防火管理者については、各管理権原者が協議して定めることとされているが、当該協議の状況を確認するための文書を届出書に添付することは要さないものとする。

(3) 規則第3条の3に規定する統括防火管理者の資格を有する者であるための要件に関し、当該要件を確認するための文書を届出書に添付することは要さないものとする。

2 管理権原者に変更が生じた場合について

管理権原者に変更が生じた場合、改めて各管理権原者が協議し、及び統括防火管理者を選任し、並びに統括防火管理者選任の届出及び全体についての消防計画の届出を行う必要があるが、統括防火管理者に変更がない場合は、統括防火管理者選任の届出は不要とし、全体についての消防計画の内容に変更がない場合は、当該計画の変更の届出は不要とする。

3 権原の範囲の明示について

規則第4条第1項第1号により定める権原の範囲については、全体についての消防計画に権原の範囲が分かる図面を添付すること等により明示することができるものとする。

4 訓練の実施について

令第4条の2第2項に基づく防火対象物の全体についての防火管理上必要な訓練と令第3条の2第2項に基づく管理権原者ごとに実施する訓練とを合同で行うことができるものとする。

第10 防災管理等に関する運用

法第36条に規定する防災管理及び統括防災管理に係る運用については、本運用の規定(第8を除く。)を準用するものとし、様式については、単一管理権原確認書(第1号様式)、防災管理業務内部委託同意書(第4号様式)及び防火・防災管理業務の一部委託状況表(第5号様式)を使用するものとする。

附 則

この運用は、令和3年6月1日から施行する。

別表（第8関係）

新築の工事中の建築物等に係る消防計画の作成要領

規則第3条第1項	事 項	作 成 要 領
第2号イ	消火器等の点検及び整備に関すること	(1) 消火器等の配置場所を工事作業員に周知する方法等について、次に掲げる事項を明確にしておくこと。 ア 消火器等の配置図を作業員に配布し、又は工事現場の複数の目につきやすい箇所に消火器等の配置図を掲示する。 イ 消火等の数、配置等を変更する場合は、その都度周知する。 (2) 配置した消火器等について、定期的に巡回をし、消火器等が容易に使用できる状態となっているかどうかを確認するなど、その定期点検の方法を明確にしておくこと。
第2号ロ	避難経路の維持管理及びその案内に関すること	(1) 避難経路を工事作業員に周知する方法等について、次に掲げる事項を明確にしておくこと。 ア 避難経路図を作業員に配布し、又は工事現場の敷力所の目につきやすい箇所に避難経路図を掲示する。 イ 避難経路を変更する場合は、その都度周知する。 (2) 避難経路について、定期的に巡回をし、避難経路が安全に使用できる状態となっているかどうかを確認するなど、その管理方法を明確にしておくこと。
第2号ハ	火気の使用又は取扱いの監督に関すること	(1) 溶接器具、バーナー等火気設備を使用する際の安全対策について、次に掲げる事項を明確にしておくこと。 ア 対象火気設備（溶接機、ガス溶断機、高速カッター等をいう。）に関すること。 イ 安全対策（使用前の防火管理者への届出、火花が飛散する範囲内の可燃物の除去、付近への消火器の配置、危険物周辺での使用の禁止等をいう。）に関すること。 (2) 喫煙について、喫煙場所の制限、水を入れた吸い殻入れの準備、定期的な巡回等、その管理方法を明確にしておくこと。
第2号ニ	工事中に使用する危険物等の管理に関すること	(1) 危険物等を使用する際の安全対策について、次に掲げる事項を明確にしておくこと。 ア 対象危険物等（消防法上の危険物、火薬、ガス等をいう。）に関すること。 イ 安全対策（必要以上に保管しない、使用前の防火管理者への届出、使用時の付近の火気等の有無の確認、付近への消火器の配置、十分な換気の実施等をいう。）に関すること。 (2) 危険物等の一時保管場所を設ける際には、保管場所での掲示板の設置、消火器等の設置、責任者の明示、保管量の制限等、その管理方法を明確にしておくこと。

第2号ホ (第1号イ)	自衛消防の組織に関する こと	(1) 自衛消防組織について、次に掲げる事項を明確にすること。 ア 隊長及び工事エリアごとの担当者 イ 任務内容 (2) 自衛消防組織の編成について、組織編成表を掲示し、又は関係者へ配布するなど、その周知方法を明確にしておくこと。
第2号ホ (第1号ト)	防火管理上必要な教育 に関すること	(1) 防災教育の実施時期、対象者及び教育内容について、次に掲げる事項を明確にしておくこと。 ア 実施時期（現場に初めて入る前、作業開始前等） イ 対象者（作業員全員等） ウ 内容（消防計画の内容、遵守事項、災害発生時の対応の確認等） (2) 防災教育を実施した日時及びその内容を記録し、及び保存することとし、次に掲げる事項を明確にすること。 ア 記録の方法（日誌の作成等） イ 記録者
第2号ホ (第1号チ)	消火、通報及び避難の 訓練の実施に関するこ と	(1) 訓練の実施時期、参加者及び訓練内容について、次に掲げる事項を明確にしておくこと。 ア 実施時期（定期的に、又は必要な時期に（多くの従業員が従事する前等）） イ 参加者（作業員全員、自衛消防隊員、工事の監督者等） ウ 内容（消火訓練、避難訓練、通報訓練等） (2) 訓練を実施した日時及びその内容を記録し、及び保存することとし、次に掲げる事項を明確にすること。 ア 記録の方法（日誌の作成等） イ 記録者
第2号ホ (第1号リ)	火災、地震その他の災 害が発生した場合にお ける消火活動、通報連 絡及び避難誘導に関す ること	(1) 自衛消防隊が行う消火活動、通報連絡及び避難誘導について、次に掲げる事項を明確にしておくこと。 ア 消火活動に関する具体的な内容（初期消火の方法等） イ 通報連絡に関する具体的な内容（119番通報、防火管理者への連絡等） ウ 避難誘導に関する具体的な内容（作業員への避難の指示等） (2) 付近の作業員が行う消火活動及び通報連絡について、次に掲げる事項を明確にしておくこと。 ア 自衛消防隊が駆けつける前の対応に関する具体的な内容（基本的に自衛消防隊への連絡や避難を優先する等） イ 消火活動に関する具体的な内容（付近の消火器具等を利用した初期消火等） ウ 通報連絡に関する具体的な内容（防火管理者、自衛消防隊等への火災の連絡等）

第 2 号ホ (第 1 号 ヌ)	防火管理についての消 防機関との連絡に関す ること	(1) 消防計画の内容を変更する際の届出事項について 明確にしておくこと。 (2) 火災と紛らわしい煙又は火煙を発するおそれのあ る行為の届出事項について明確にしておくこと。
第 2 号へ	その他防火対象物にお ける防火管理に関し必 要な事項	(1) 可燃ごみ等の管理について、次に掲げる事項を明 確にしておくこと。 ア 可燃ごみ等は、放置せず、できるだけ速やかに 片付けること。 イ 可燃ごみ等を大量に置く場所には、付近に消火 器等を配置すること。 (2) その他工事中の防火管理に際し必要な事項がある ときは、その内容を明確にしておくこと。

第1号様式（第3及び第10関係）

単一管理権原確認書

（防火対象物の所在地）

（防火対象物の名称）

上記の防火対象物は、消防法第8条に規定する管理についての権原は分かれておらず、当該防火対象物の管理権原所有者として、防火管理者を選任し、次に掲げる防火管理上必要な業務を防火管理者に実施させます。

なお、管理権原者又は防火管理者は、防火管理上必要なときに防火対象物の全ての部分に立ち入ることができ、防火対象物の全ての関係者に対し防火に関して指示する権限を有しています。

- 1 消防計画の作成
- 2 消火、通報及び避難の訓練の実施
- 3 消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備
- 4 火気の使用又は取扱いに関する監督
- 5 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
- 6 収容人員の管理
- 7 その他防火管理上必要な業務

年 月 日

（上記の防火対象物の管理権原者）

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

第2号様式（第5関係）

防火管理業務内部委託同意書

（委託管理権原者が管理する範囲の名称）

_____における防火管理業務を実現するため、次の事項について
同意する。

- 1 委託管理権原者が、その管理する範囲における防火管理者として、受託管理権原者が消防法第8条第1項に基づき選任した防火管理者を選任すること。
- 2 委託管理権原者は、1において選任された防火管理者が作成する消防計画を遵守し、防火管理業務を行うこと。
- 3 1において選任された防火管理者が、適切に防火管理業務を実施するため、防火管理上必要な時に、委託管理権原者の管理する範囲に立ち入ること。

年 月 日

委託管理権原者

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

受託管理権原者

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

第3号様式 (第7 関係)

防火管理業務の一部委託状況表

防火対象物名称						
受託者 氏名（名称）						
受託者 住所(所在地) 電話番号						
受託者の行う 防火管理業務の範囲及び方法	□ 常駐方式	範囲	☐ 火気使用箇所の点検等監視業務 ☐ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 ☐ 火災が発生した場合の初動措置 ☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ 避難誘導 ☐ その他（ ） ☐ 周囲の可燃物の管理 ☐ その他（ ）			
		方法	常駐場所			
			委託する防火対象物の区域	☐ 全域 ☐ 一部[]		
		委託する時間帯		常駐人数	人	
	□ 巡回方式	範囲	☐ 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務 ☐ 火災が発生した場合の初動措置 ☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ その他（ ） ☐ その他（ ）			
		方法	巡回回数			
			委託する防火対象物の区域	☐ 全域 ☐ 一部[]		
			委託する時間帯		巡回人員	人
	□ 遠隔移報方式	範囲	☐ 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 ☐ 火災が発生した場合の初動措置 ☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ その他（ ） ☐ その他（ ）			
		方法	現場確認要員の待機場所			
委託する防火対象物の区域			☐ 全域 ☐ 一部[]			
	委託する時間帯		到着所要時間	分		

備考 「受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法」については、該当する項目の□に✓印を付すこと。

第4号様式（第10関係）

防災管理業務内部委託同意書

（委託管理権原者が管理する範囲の名称）

_____における防災管理業務を実現するため、次の事項について同意する。

- 1 委託管理権原者が、その管理する範囲における防災管理者として、受託管理権原者が消防法第36条第1項において読み替えて準用する消防法第8条に基づき選任した防災管理者を選任すること。
- 2 委託管理権原者は、1において選任された防災管理者が作成する消防計画を遵守し、防災管理業務を行うこと。
- 3 1において選任された防災管理者が、適切に防災管理業務を実施するため、防災管理上必要な時に、委託管理権原者の管理する範囲に立ち入ること。

年 月 日

委託管理権原者

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

受託管理権原者

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

第5号様式 (第10関係)

防火・防災管理業務の一部委託状況表

建築物その他の 工作物名称						
受託者 氏名（名称）						
受託者 住所(所在地) 電話番号						
受託者の行う防火・防災管理業務の範囲及び方法	☐ 常駐方式	範囲	☐ 火気使用箇所の点検監視業務 ☐ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 ☐ 火災、地震その他の災害が発生した場合の初動措置 ☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ 避難誘導 ☐ その他（ ） ☐ 周囲の可燃物の管理 ☐ その他（ ）			
		方法	常駐場所			
			委託する建築物その他の工作物の区域	☐ 全域 ☐ 一部[]		
			委託する時間帯		常駐人数	人
	☐ 巡回方式	範囲	☐ 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務 ☐ 火災、地震その他の災害が発生した場合の初動措置 ☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ その他（ ） ☐ その他（ ）			
		方法	巡回回数			
			委託する建築物その他の工作物の区域	☐ 全域 ☐ 一部[]		
			委託する時間帯		巡回人員	人
	☐ 遠隔移報方式	範囲	☐ 火災、地震その他の災害等，異常の遠隔監視及び現場確認業務 ☐ 火災、地震その他の災害が発生した場合の初動措置 ☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ その他（ ） ☐ その他（ ）			
		方法	現場確認要員の待機場所			
委託する建築物その他の工作物の区域			☐ 全域 ☐ 一部[]			
		委託する時間帯		到着所要時間	分	

備考 「受託者の行う防火・防災管理業務の範囲及び方法」については、該当する項目の□に
✓印を付すこと。